

第9次鳥獣保護事業計画（中間とりまとめ）の概要

1 鳥獣保護事業計画策定の目的

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素であり、永く後世に伝えるべき県民共通の財産であるとともに、自然環境を豊かにするものである。

このため、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律32号）第1条ノ2に基づき、県が、環境省が定める基準に従い、鳥獣保護事業計画を策定し、人と野生鳥獣との共存の確保を図るとともに、生物多様性の保全を基本とした野生鳥獣の保護管理を行っていく。

なお、現行の第8次鳥獣保護事業計画は、平成14年3月31日で計画期間が満了するため、このたび平成14年4月1日を始期とする5か年間の第9次鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護行政の指針としていく。

鳥獣保護事業計画の計画項目（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第1条ノ2 第2項に基づく）

- (1) 計画の期間 5年間
- (2) 鳥獣保護区の設定、特別保護地区の指定、休猟区の設定
- (3) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣
- (4) 有害鳥獣の駆除
- (5) 鳥獣の生息状況の調査
- (6) 特定鳥獣保護管理計画の樹立
- (7) 鳥獣保護事業の啓発
- (8) 鳥獣保護事業の実施体制の整備
- (9) その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

2 計画の期間

平成14年4月1日～平成19年3月31日（5か年間）

3 主な計画項目

(1) 鳥獣保護区の設定、特別保護地区の指定、休猟区の設定

鳥獣保護区の設定

- ・ 鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理することにより、鳥獣の保護繁殖を図るため設定するものとする。
- また、県民の環境教育の場として利用することによって鳥獣保護思想の向上を図ることも目的とする。

ア 新たに設定する鳥獣保護区

年 度	設定区分	鳥獣保護区の予定名称	面 積	設定場所	設定期間
14年度	身近な鳥獣生息地	やしろの森公園鳥獣保護区 中・八千代鳥獣保護区 篠山・川原鳥獣保護区 稲美中部鳥獣保護区	55ha 248ha 255ha 342ha	加東郡社町 多可郡中町、八千代町 篠山市 加古郡稲美町	H14・11・1 ～ H24・10・31
	小 計	4か所	900ha		
15年度	身近な鳥獣生息地	夢前・寺鳥獣保護区	201ha	飾磨郡夢前町	H15・11・1 ～ H25・10・31
合 計		5か所	1,101ha		

イ 計画期間内に期間更新する鳥獣保護区

- ・ 既設の鳥獣保護区で計画期間中に期間満了になるものについては、鳥獣の生息地及び生息環境を安定的に保全する観点から、積極的に期間の更新を図っていく。

年 度	期間更新する鳥獣保護区	更新面積	更新後の設定期間
14年度	小野市浄谷鳥獣保護区ほか11か所	6,949ha	H14・11・1～H24・10・31
15年度	芦屋市裏山鳥獣保護区ほか5か所	7,343ha	H15・11・1～H25・10・31
16年度	花山院鳥獣保護区ほか13か所	3,684ha	H16・11・1～H26・10・31
17年度	西宮市表山鳥獣保護区ほか10か所	6,599ha	H17・11・1～H27・10・31
18年度	鉄拐山鳥獣保護区ほか12か所	1,836ha	H18・11・1～H28・10・31
計	56か所	26,411ha	

特別保護地区の指定

- ・ 特別保護地区については、鳥獣保護区の中で、野生鳥獣の保護増殖を図るうえで、特に重要と認められる区域を指定する。
- ・ 既設の特別保護地区で計画期間中に期間満了になるものについては、生息環境の保全の重要性から積極的に再指定するものとする。

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区		特 別 保 護 地 区		備 考
	鳥獣保護区の名称	面 積	指定面積	指定期間	
14 年度	氷ノ山鳥獣保護区	2,710ha	409ha	H 14・11・1 ~ H 24・10・31	再指定
	扇ノ山鳥獣保護区	2,448ha	539ha	H 14・11・1 ~ H 24・10・31	再指定
	平荘湖鳥獣保護区	105ha	100ha	H 14・11・1 ~ H 24・10・31	再指定
15 年度	六甲山鳥獣保護区	5,440ha	138ha	H 15・11・1 ~ H 25・10・31	再指定
16 年度	書写山鳥獣保護区	113ha	38ha	H 16・11・1 ~ H 26・10・31	再指定
	城崎鳥獣保護区	602ha	72ha	H 16・11・1 ~ H 26・10・31	再指定
計	6 か所	11,418ha	1,296ha		

休猟区の設定

- ・ 休猟区は、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に設定するものとする。

年 度	休猟区の所在地	休猟区名称	指定面積	設 定 期 間
14 年度	津名郡津名町、一宮町、五色町	大畑休猟区	1,480ha	H 14・11・1 ~ H 17・10・31

(2) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣

- ・ 鳥獣保護区、休猟区等における計画的な放鳥を行っていくものとする。
- ・ 5 か年間の計画；休猟区等 20 か所に 3,250 羽のキジを放鳥する。

(3) 有害鳥獣の駆除

- ・ 有害鳥獣の駆除は、鳥獣による農林水産物被害、生活環境の悪化、人身への危害若しくは、植生の衰退等の自然生態系の攪乱が現に生じているか、または、そのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

被害防除のための方針

ア 防除対策

県、研究機関、市町、農林業団体、農林家等が連携し、被害地域において、加害する野生鳥獣の習性、防除効率、経費とのバランスを考慮しつつ、景観面も配慮した効果的な防除柵の設置を行う。なお、防護柵の設置にあたっては、自治振興事業などの既存の各種助成制度や融資制度を活用し、集落単位での取り組みを進めていく。

また、忌避剤の散布、音による威嚇などの多様な追い払いを行うとともに、スギ・ヒノキの単木的な防護については、ツリーシェルター、ツリープロテクターなどの活用を現地での適合性を検証のうえ普及啓発を図る。

さらに、研究機関と民間との連携により、より効果のある被害防除方法を検討していく。

イ 有害鳥獣駆除

被害地域においては被害防除対策と併せて、県、市町が猟友会と連携して有害鳥獣の効果的な駆除を行う。

捕獲許可の基準

ア 許可の基本的な考え方

- ・ 狩猟鳥獣、ドバト、サル以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることから、特に慎重に取り扱うものとする。
- ・ 被害等のおそれがある場合に実施する予察駆除は、常時駆除を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。
- ・ 生息数が少ないなど保護上の要請が高い鳥獣の種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととする。
- ・ 鳥獣保護区、自然公園内等での捕獲許可にあたっては、慎重な取扱をすることとする。

イ 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止については、万全の対策を講じさせることとし、捕獲の実施にあたっては、事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証などを装着させるものとする。

- ウ 捕獲物の処理等
 - 捕獲物については、申請の際に明らかにし、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理する。
- エ 許可対象者
 - ・ 原則として、被害者の代表者又は市町長から依頼を受けた次の条件を有する者とする。
 - ・ 銃器を使用する場合は乙種狩猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には乙種又は丙種免許を所持する者）また、銃器の使用以外の方法による場合は甲種狩猟免許を所持する者であること。
 - ・ 狩猟災害共済事業等に加入している者であること。
 - ・ 良識と実績があり、原則として、被害市町若しくは郡内に住所を有し、かつ、必要に応じて、迅速に駆除に従事できる者であること。
 - ・ 農業者または林業者が、自己の事業に対する被害を防止する目的で、自己の事業を行う敷地内で、甲種猟具を使用して駆除する場合は、この限りでない。
- オ 鳥獣の種類・員数
 - ・ 駆除対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種であること。
 - ・ 鳥類の卵の採取の許可は、原則として次のa又はbに該当する場合に行うものとする。
 - a 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、卵の採取を行うわけなければ駆除の目的が達成できない場合。
 - b 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取する場合。
 - ・ 捕獲数は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の員（羽、頭、個）数であること。
- カ 期間
 - ・ 駆除期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に駆除が実施できる時期において地域の実情に応じた駆除を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。ただし、被害等の発生が予察される場合は、この限りでない。
 - ・ 駆除対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
 - ・ 狩猟期間中及び狩猟期間前後 15 日間内の有害鳥獣駆除の許可については、狩猟の期間中は一般の狩猟と、また猟期前後の場合は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における駆除の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。
 - ・ 予察駆除の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めることとする。
- キ 区域
 - ・ 駆除を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、駆除対象鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとする。
 - ・ 被害等が複数の市町にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町を越えて共同して広域的に駆除を実施し、効果的に実施されるよう市町を指導することとする。
- ク 方法
 - ・ 原則として、法第 15 条で禁止されている捕獲手段は用いることはできないが、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであること。
 - ・ 水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された地区にあっては、鉛散弾は使用しないこと。

駆除の適正化のための体制の整備等

- ア 被害防除対策の充実
 - ・ 特に被害等が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、有害鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及と集落ぐるみでの防護柵の設置や、追払い等による防除対策を行う体制の整備など効果的な被害防止が図れるよう関係市町に助言するものとする。さらに、駆除に必要な資格を有する農林業者の養成を図ることも助言するものとする。
 - ・ シカ、イノシシ等農林作物に著しく被害を及ぼす鳥獣で、その生活圏が広域なもの駆除については、関係市町が連携し、同一の日を決めて一斉駆除をするなど、効果的な駆除を検討し実施するよう助言する。

(4) 鳥獣の生息状況の調査

基本方針

鳥獣の保護及び農林作物等の被害防除対策並びに狩猟の適正化のため、鳥獣の生息状況の変異を継続的に調査し、その実態を常時把握し、保護管理の充実と適正な鳥獣行政を推進する基礎資料として必要な調査を実施するものとする。

なお、調査精度向上のため、必要に応じ調査担当者の育成指導を行うとともに既存資料の整備とその活用を図るよう努めるものとする。

鳥獣保護対策調査
ア 鳥獣生息分布調査

対象鳥獣名	調査年度	調査内容	調査地域	調査時期
イノシシ	14年度～ 16年度	六甲山イノシシ個体群調査	六甲山系	年間
	17年度～ 18年度	分布調査、被害及び被害対策調査、密度指標調査、捕獲個体調査、モデル地区調査	県内全域	年間
シカ	14年度～ 18年度	生息状況モニタリング調査	県内全域	年間
クマ	15年度～ 18年度	生息状況モニタリング調査	県北部	年間

イ 希少鳥獣等保護調査

イヌワシ等絶滅の恐れのある鳥類について過去の生息及び渡来状況等の資料収集整理と今計画期間中の状況について調査に努めるものとする。

また、県内の特定環境に生息するゴジュウガラ等の稀少な鳥類の生息状況の把握に努めるものとする。

さらに、ツキノワグマについては、既に実施した生息調査結果をもとに、目撃情報の収集などにより生息数の動向の把握に努める。

ウ ガン、カモ、ハクチョウ類一斉調査

毎年1月中旬に県内のカモ類渡来地全域の一斉調査を実施するほか、主要渡来河川敷、池沼等について渡来状況の変化調査と生息環境の調査を実施するものとする。

エ 鳥獣保護区等の設定・管理等調査

新たに設定する鳥獣保護区については、生息状況や生息環境などの調査を実施する。既設の鳥獣保護区については、生息鳥獣の種類などのデータ収集に努める。

狩猟対策調査

ア 狩猟鳥獣生息調査

毎年、全狩猟者からシカ及びイノシシ猟に関する出猟記録の情報を回収し生息数の動向と生息密度を把握する。

イ 放鳥効果測定調査

前計画期までは100日令以上のキジを放鳥してきたが、今計画期間内においても同様に放鳥するとともに、休猟区内等でのキジの自然増殖量及び定着率などについて調査する。

ウ 狩猟実態調査

狩猟の実態を把握するため、狩猟者の出猟日数、出猟場所及び狩猟鳥獣の種類別捕獲数量及び捕獲場所などを調査する。

エ 有害鳥獣対策調査

農林作物などに被害を及ぼす鳥獣の防除方法の確立を図るために、主要な有害鳥獣の生態、生理、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにすることに努める。

(5) 特定鳥獣保護管理計画の樹立

個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林業被害等を引き起こし人との間に軋轢が生じている野生鳥獣と地域的に個体数が著しく減少している個体について、科学的知見を踏まえ、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等を総合的に講じることにより科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に実施し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護繁殖を図ることにより、野生鳥獣と人との共存を図っていく。

策定年度(予定)	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間(予定)	対象区域
13年度	農林作物等に多大な被害を与え人との間に軋轢が生じているシカについては、平成12年度に策定した保護管理計画を伴い、再度、保護管理計画を策定し、引き続き科学的で計画的な保護管理を行うことにより、人との共存を図っていく。	シカ	14年度～ 18年度	県内全域
14年度	地域個体群として生息数が少なく絶滅の恐れがあるが、但馬地域等の人里に出没し、地域住民に対して恐怖感を与えるなど、人との間に軋轢が生じているクマについて、科学的で計画的な保護管理を行うことにより、人との共存を図っていく。	クマ	15年度～ 18年度	県北部 地域

16年度	全県的に多大な農業被害を与人をえたり、六甲山地を 中心とし、科学的により、人と共存を図っていく。	イノシシ	16年度～18年度	六甲山を 含む全 県域を 内
------	---	------	-----------	-------------------------

(6) 鳥獣保護事業の啓発

広く県民の鳥獣に対する認識を深めるため、市町や関係民間団体との連携・協力により、鳥獣保護活動への参加の促進を図るとともに、実のなる木の植栽などによる小鳥のさえずる森づくりなど野生鳥獣の住み良い環境造成をすすめることにより野生鳥獣と共存出来る生活環境改善をすすめる。

また、小鳥と親しむ散歩道づくりなどを広く県民に対して広報機関を通じてPRするなど、野生鳥獣保護の情報・資料を提供し、普及に努めるものとする。

特に鳥獣保護思想普及の拠点となる鳥獣関係団体、愛鳥モデル校、緑の少年団、野外活動施設などに対しては、小鳥を育てる自然環境作りについての技術援助、資料配布等の重点指導に努めるものとする。

さらに、傷病野生鳥獣の救急体制を通じ、鳥獣の保護思想の高揚を図る。

なお、野生鳥獣への安易な餌づけが原因で発生する人身等への被害や、生態系への影響を考慮して、餌づけの中止等正しい保護のあり方の普及に努める。

(7) 鳥獣保護事業の実施体制の整備

鳥獣行政担当職員

鳥獣行政担当職員の配置については、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにするものとする。

鳥獣保護員

鳥獣保護員は、鳥獣保護または狩猟制度について経験及び知識を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。

鳥獣保護員の総数は、地域の実状に応じて市町数に見合う数を目標とし、その配置については、鳥獣保護区等の数、狩猟者登録数、狩猟の取締り状況、有害鳥獣の発生状況などを勘案して行うものとする。

なお、鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護思想の普及啓蒙などに関する業務については、専門的識見に基づいて必要に応じて県全域など広域的に担当させることができるものとする。

森林・野生動物研究センター（仮称）の整備によるワイルドライフ・マネジメントの推進

人と野生動物と森林等自然環境の豊かな共存をめざし、野生動物が人間に害を及ぼすに至った原因の改善など、根治的な問題解決にむけて「生息地管理」「個体数管理」「被害管理」を総合的、計画的、科学的に進めるワイルドライフ・マネジメントを推進するため、その中核研究機関の整備を推進する。

（期待される主な機能）

・ 研究・教育・行政支援機能

ア 調査研究機能

モデルプログラムの研究・開発等、課題解決型の調査研究を行う。

イ 人材育成

全国にも開かれたワイルドライフ・マネジメントの担い手（専門家、実務者、行政担当者等）となる人材を育成する。

ウ 学習・情報提供・相談

県民の参画と協働を促す学習機会の創出、情報の提供、相談を行う。

エ 施策支援機能

研究成果によるシカ保護管理計画などの見直し等の施策支援を行う。

保護管理の担い手の育成

ア 森林・野生動物管理官（仮称）制度の検討

自然環境や生態系を熟知し、課題を持つ地域住民や利害関係者と一体となって、地域に密着した生息地管理、個体数管理、被害防除などを実行する、地域における野生動物及び森林等生息環境の保護管理責任者（地域マネージャー）として森林・野生動物管理官（仮称）制度の創設を検討していく。

イ 狩猟免許の取得支援

県猟友会と連携して、県民に対して狩猟についての認識を高めるための普及啓発を行うとともに、農林家の自主防衛のために狩猟免許を取得するため、講習会等を開催する場合、県猟友会に協力を求めていく。

ウ 県民への鳥獣保護管理に対する意識の醸成

青少年を対象とした自然環境教育において、野生鳥獣に関する学習も取り入れるいくつかを関係者に働きかけていくとともに、フォーラム、セミナーなどの開催等、県民の野生鳥獣に関する学習機会を創出し、県民の鳥獣保護管理に対する理解を深めることにより、保護管理の担い手の育成を図っていく。

取締り

狩猟などの取締りについては、警察当局と協力して計画を立てるものとし、迅速かつ適正な取締りを行う。なお、取締りに際しての情報収集などについては、民間団体などとの連携・協力を努めるものとする。

違法行為の未然防止を図り適正な鳥獣行政を推進するため、鳥獣関係担当職員を司法警察員に指名するとともに関係職員及び、鳥獣保護員に法第 19 条の 2 による証票を交付して指導取締りを実施するものとする。

飼養目的の鳥類の違法捕獲行為については、野鳥団体等とも連携を密にして、取締りを実施する。

(8) その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

有害鳥獣の駆除以外を目的とする鳥獣の捕獲についての許可基準の設定

ア 許可基準設定にあたっての基本的考え方

・ 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む）を目的とする捕獲は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限の捕獲であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

・ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲は、人と野生鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

・ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とすることとする。この他の事由に関しては、特に必要性が認められる場合に限り、これらに準じて許可することとする。

また、野生鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、野外での観察が困難な者など特別な事由が認められる場合のみ許可するものとする。

a 職務上の必要

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があって捕獲する場合

b 傷病鳥獣の保護

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

c 公共施設等の展示

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲する場合

d 愛がん飼養

個人が自らの慰楽のために飼養する目的で捕獲する場合

e 養殖鳥の遺伝的劣化防止

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲する場合

f 鵜飼漁業

鵜飼漁業者が漁業に用いるための鵜を捕獲する場合

g 移入鳥獣の駆除

自然生態系の攪乱や農林水産業被害などをもたらす移入鳥獣を根絶または抑制するため、積極的な駆除を図ろうとする場合

銃猟禁止区域の設定

銃猟禁止区域の設定については、住宅地の拡大、郊外の工場団地や野外レクリエーション施設の増加にともない銃猟による重大事故防止のために地域住民、地元市町などの設定要望に基づき危険地区に設定する。

特に、住民の散策や野外レクリエーションの場として活発に利用されている区域を中心に設定に努め、狩猟にともなう危険防止に努めるものとする。

ア 新たに設定する銃猟禁止区域

年 度	銃猟禁止区域の予定名称	面 積	設定場所	設定期間
14 年度	権現ダム銃猟禁止区域	101ha	加古川市平荘町	H14・11・1 ～ H24・10・31

イ 計画期間内に区域拡大する銃猟禁止区域

年 度	銃猟禁止区域の予定名称	拡大面積	設定場所
18年度	多々良木ダム銃猟禁止区域	100ha	朝来郡朝来町多々良木

ウ 計画期間内に期間更新する銃猟禁止区域

年 度	期間更新する銃猟禁止区域	更新面積	更新後の設定期間
14年度	才ノ池銃猟禁止区域ほか 9 箇所	28,294ha	H 14・11・1 ~ H 24・10・31
15年度	細川銃猟禁止区域ほか 12 箇所	4,758ha	H 15・11・1 ~ H 25・10・31
16年度	小野・社・滝野銃猟禁止区域ほか 12 箇所	16,756ha	H 16・11・1 ~ H 26・10・31
17年度	上郡銃猟禁止区域ほか 16 箇所	6,199ha	H 17・11・1 ~ H 27・10・31
18年度	伊丹・尼崎銃猟禁止区域ほか 23 箇所	82,728ha	H 18・11・1 ~ H 28・10・31
計	77 箇所	138,735ha	

鳥類の飼養の適正化

ア 方針

鳥類の違法飼養を根絶し、鳥類の飼養の適正化を図るため、県民の愛鳥思想の高揚に努めるとともに、違法捕獲及び違法な飼養者に対する指導と取締の強化に努めるものとする。

イ 飼養適正化のための指導内容

- ・ 飼養許可制度については、市町長に委譲しているが、適法飼養鳥類の個体管理のため、飼養許可証の更新の際は、飼養個体と装着許可書（足環）を照合し確認したうえで行うものとする。
- ・ 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性などにより高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認したうえで更新を行うものとする。
- ・ 装着許可証の毀損などによる再交付は原則として行わず、毀損時の写真などの状況により同一個体と認められる場合にのみについて行うものとする。
- ・ 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届け出があった場合、譲渡の経緯などを確認することにより一人が多数の飼養をするなどのことがないようにする。



第9次鳥獣保護事業計画における鳥獣保護区等の設定計画箇所位置図